

文化ファッション大学院大学単位履修に関する細則

(趣旨)

第1条 文化ファッション大学院大学学則に基づき、この細則を定める。

(履修科目の確定)

第2条 履修科目は、履修登録によって確定する。

第3条 所属コースにおける当該学年未満の科目は履修することができる。

第4条 履修登録及び履修変更は、定められた期日までに行わなければならない。履修科目確定後の変更は原則として認められない。

第5条 単位修得に必要な学修時間を確保するため、1年間の履修単位の上限は35単位とする。

(単位認定及び成績評価)

第6条 単位認定及び成績評価については学則第8条第1項および第2項に定めるところによる。

第7条 成績の評価基準については、シラバスに明示する。

第8条 GPA (Grade Point Average) 制度は別表1に定めるとおりとする。

(定期試験)

第9条 定期試験は原則として学期ごとに行う。

第10条 試験につき、不正行為ありと認めた場合は、教授会の決定により、その科目の成績評価は0点とする。

(追試験及び再試験)

第11条 次の各号の一に該当するもので定期試験を受験し得ない者は、第12条の手続を経ることによって追試験が認められる。

- (1) 第18条に規定する欠席
- (2) 慶弔
- (3) その他、教授会又は担当教員が正当の理由と認めた場合

第 12 条 追試験を受けようとする者は、所定の願出用紙に追試験料を添え、教学事務室に提出しなければならない。追試験料は 1 科目 2,000 円とし、その評価の点数は最高 85 点を限度とする。

第 13 条 定期試験及び追試験の不合格者は、その科目の担当教員の許可がある場合に限り、当該年度内において再試験を受験することができる。再試験を受けようとする者は、所定の願出用紙に再試験料を添え、教学事務室に提出しなければならない。再試験料は 1 科目 2,000 円とし、その評価の点数は最高 60 点を限度とする。

(不合格及び再履修)

第 14 条 次の各号の一に該当する者は、その科目を不合格とし不合格の決定通知は原則として当該年度末までに行われる。

- (1) 成績評価が不合格の者
- (2) 正当な理由なく試験を受験しなかった者
- (3) 欠席時数(第 18 条及び第 19 条に規定する欠席を含む)が授業時数の 3 分の 1 を超えた者

第 15 条 不合格者が再履修を希望する場合は、所定の願出用紙に再履修料を添えて、教学事務室に提出しなければならない。
再履修料は 1 単位 2,100 円とする。

(留年について)

第 16 条 2 年間で学位認定に必要な 50 単位が修得できなかった場合、留年となる。留年の場合の学費は、次のように定める。

- (1) 在籍料として、年間学費(授業料、演習実習費、教育充実費)の 1/3
 - (2) 履修科目(必修、選択ともに)及び聴講科目 1 単位につき 30,000 円
- 上記(1)、(2)の合計金額(ただし、上限は年間学費の合計金額)とする。

(その他)

第 17 条 遅刻は 3 回で授業時間数の欠席 1 回として換算する。

- 2 授業開始から 10 分までの入室を遅刻とし、それ以降は欠席とする。
- 3 早退は欠席扱いとする。
- 4 授業中の離席は欠席扱いとする場合がある。

第 18 条 次の各号の一に該当し授業を欠席した者は、所定の手続を行うことにより、正当な理由がある欠席として取り扱う。ただし、出席扱いとするものではなく、出席回数が授業数の 3 分の 2 に満たない場合は第 14 条に規定するとおり不合格とする。

(受験証明書、医師の診断書等、証明できる書類を添付すること)

(1) 本大学院の認定した就職試験を受験した場合

(選考過程の一部となる会社等説明会含む)

(2) 学校保健安全法施行規則第 18 条に規定する感染症に罹患し、医師の診断に基づき出席停止となった場合

なお、本大学院が正当な理由がある欠席と認める感染症と出席停止期間については、別表 2 に定めるとおりとする。

(3) 本大学院の要請又は許可によって学校の行事、その他の公的行事に参加した場合

(4) その他、教授会が認めた場合

第 19 条 次の各号の一に該当する者は慶弔と認める。慶弔による欠席の場合は、前条を準用する。ただし、証明できる書類の提出は求めないものとする。

(1) 忌引 一親等、配偶者、同居中の配偶者の父母（7 日以内）、二親等（5 日以内）

(2) 二親等以内の結婚（1 日）

(3) 本人の結婚（7 日以内）

(4) (1)、(2) については遠距離の場合には別に往復の日数を加算できる。

(日数は、休校日を含まない)

第 20 条 この細則の改廃は、教授会の議を経て、学長がこれを定める。

附 則

この細則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この細則は、平成 21 年 4 月 1 日から改定施行する。

附 則

この細則は、平成 22 年 4 月 1 日から改定施行する。

附 則

1. この細則は、平成 23 年 4 月 1 日から改定施行する。

2. この細則は、平成 23 年度の入学生から適用する。ただし、第 18 条については、現に在学（留年生を除く）する学生にも適用する。

附 則

1. この細則は、平成 24 年 4 月 1 日から改定施行する。

2. この細則は、在学生すべて（留年生を含む）に適用する。

附 則

1. この細則は、平成 25 年 4 月 1 日から改定施行する。

2. この細則は、在学生すべて（留年生を含む）に適用する。

附 則

1. この細則は、平成 26 年 4 月 1 日から改定施行する。
2. この細則は、在学生すべて（留年生を含む）に適用する。

附 則

1. この細則は、平成 28 年 4 月 1 日から改定施行する。
2. この細則は、在学生すべて（留年生を含む）に適用する。

附 則

1. この細則は、平成 29 年 4 月 1 日から改定施行する。
2. この細則は、在学生すべて（留年生を含む）に適用する。

附 則

1. この細則は、令和 2 年 4 月 1 日から改定施行する。
2. この細則は、在学生すべて（留年生を含む）に適用する。

附 則

1. この細則は、令和 3 年 4 月 1 日から改定施行する。
2. この細則は、在学生すべて（留年生を含む）に適用する。

附 則

1. この細則は、令和 3 年 6 月 1 日から改定施行する。
2. この細則は、在学生すべて（留年生を含む）に適用する。

附 則

1. この細則は、令和 6 年 4 月 1 日から改定施行する。
2. この細則は、在学生すべて（留年生を含む）に適用する。

附 則

1. この細則は、令和 6 年 9 月 1 日から改定施行する。
2. この細則は、在学生すべて（留年生を含む）に適用する。

附 則

1. この細則は、令和 7 年 4 月 1 日から改定施行する。
2. この細則は、在学生すべて（留年生を含む）に適用する。

別表 1

GPA制度について

■GPA (Grade Point Average) 制度の採用について

本大学院では、1単位あたりどの程度学習成果を上げたかを計る評価方法として GPA 制度を導入する。

GPA は履修した科目の成績（評価）を基に、下記のとおりポイントを算出する。この GPA ポイントで、学生自身の学習達成度を計るとともに教員による学習指導等への活用を検討している。

■GPA の算出方法

対象科目：必修科目、選択科目の最終評価。

成績評価	ポイント換算	
AA	5	
A	4	
B	3	合 格
C	2	
C (再試の場合)	1	
E	0	不合格

$$\frac{(\text{AA 評価の科目単位合計} \times 5) + (\text{A 評価の科目単位合計} \times 4) + (\text{B 評価の科目単位合計} \times 3) + (\text{C 評価の科目単位合計} \times 2) + (\text{C 評価[再試]の科目単位合計} \times 1) + (\text{E 評価の科目単位合計} \times 0)}{\text{対象科目の単位数の合計}}$$

=

GPA
ポイント

■その他

「P (認定)」はGPA計算の対象科目から除く。

別表 2

分類	疾 病 名	出 席 停 止 期 間
第一種 感染症	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ 出血熱、痘そう、南米出血熱、ペ スト、マールブルグ病、ラッサ熱、 急性灰白髄炎（ポリオ）、ジフテ リア、重症急性呼吸器症候群 （SARS コロナウイルス）、中東呼 吸器症候群（MERS コロナウイル ス）、特定鳥インフルエンザ ※上記の他、指定感染症及び新感 染症	治癒するまで
第二種 感染症	新型コロナウイルス感染症	発症した後 5 日を経過し、かつ、症状 が軽快した後 1 日を経過するまで
	インフルエンザ（特定鳥インフル エンザを除く）	発症した後 5 日を経過し、かつ、解熱 した後 2 日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は 5 日間の 適正な抗菌性物質製剤による治療が終 了するまで
	麻疹（はしか）	解熱後 3 日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発 現した後 5 日を経過し、かつ全身状態 が良好になるまで
	風疹（三日はしか）	発疹が消失するまで
	水痘（水ぼうそう）	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱	主要症状消退後 2 日を経過するまで
	結核	医師において感染のおそれがないと認 めるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	医師において感染のおそれがないと認 めるまで

分類	疾 病 名		出 席 停 止 期 間
第三種 感染症	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎		症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
	その他の 感染症	感染性胃腸炎（ノロウイルス感染症、ロタウイルス感染症、アデノウイルス感染症等）、サルモネラ感染症（腸チフス、パラチフスを除く）、カンピロバクター感染、マイコプラズマ感染症、インフルエンザ菌感染症、肺炎球菌感染症、溶連菌感染症、伝染性紅斑、RS ウイルス感染症、EB ウイルス感染症、単純ヘルペス感染症、带状疱疹、手足口病、ヘルパンギーナ、A 型肝炎、B 型肝炎、伝染性膿痂疹（とびひ）、伝染性軟属腫（水いぼ）、アタマジラミ、疥癬、皮膚真菌症 ①カンジダ感染症 ②白癬せん感染症、特にトンズラ ンス感染症	その他の感染症は、条件によっては出席停止の措置が必要と考えられるものです。 医師の判断及び指示にしたがってください。

本大学院では以下の感染症も出席停止となります。

疾 病 名	出 席 停 止 期 間	承認日
感染性胃腸炎（ノロウイルス感染症、ロタウイルス感染症が強く疑われる場合）	下痢・嘔吐症状が軽快し、全身状態が改善されれば登校可能	平成 25 年 10 月 17 日